



# 第2期諫早市子ども・子育て 支援事業計画



概要版



## 計画の概要

### 計画策定の趣旨

「第2期諫早市子ども・子育て支援事業計画」では、第1期計画の基本理念を継承し、子育て家庭、地域社会、行政が一体となって、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とし、未来を担う子どもたちが健やかに成長するとともに、保護者が喜びとゆとりを実感しながら安心して子育てができるまちづくりを目指します。

### 計画の位置づけ

計画名	根拠法
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) 第61条
市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法 (平成15年法律第120号) 第8条

### 計画の期間

計画期間については、令和2(2020)年度を開始初年度とし、令和6(2024)年度までの5年間とします。

### 制度の対象となる子ども

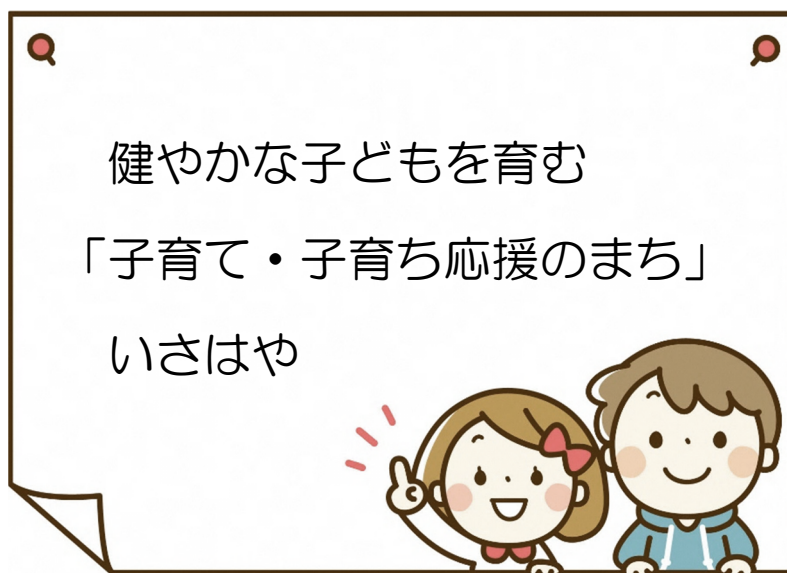
子ども・子育て支援法における「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とされています。

## 計画の基本理念と基本目標

### 計画の理念

子ども・子育て支援新制度は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族はもちろん、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障できる社会、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを目的としています。この目的達成のため、第1期計画の理念を受け継ぎ、「健やかな子どもを育む『子育て・子育て支援のまち』いさはや」を基本理念に掲げます。

[基本理念]



### 基本目標

基本理念の実現に向けて、次に挙げる3項目を基本目標として掲げ、計画を推進していきます。

健やかな子どもに育つ子育てを支えるまちづくり（子どもへの視点）

安心して産み育てることができるまちづくり（家庭（親）への視点）

地域社会で子育てを支えるまちづくり（社会の視点）

## 計画体系

### 【基本理念】

健やかな子どもを育む「子育て・子育て応援のまち」いさはや

### 【基本目標】

- 健やかな子どもに育つ子育てを支えるまちづくり（[子どもへの視点](#)）
- 安心して産み育てることができるまちづくり（[家庭（親）への視点](#)）
- 地域社会で子育てを支えるまちづくり（[社会の視点](#)）

### 【基本施策 1】

幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善及び地域における多様な子ども・子育て支援

### 【基本施策 2】

子どもの成長に合わせた子育て支援

### 【基本施策 3】

子育て家庭の親に対する成長支援

### 【基本施策 4】

地域社会で取り組む子育て活動の充実

### 【基本施策 5】

支援が必要な子どもと家庭のための支援

- (1) 幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善
- (2) 地域子ども・子育て支援事業
- (3) 教育・保育の一体的提供
- (4) 幼・保・小連携の強化、小学校教育との円滑な接続
- (5) その他の子ども・子育て支援

- (1) 子どもの健康に対する支援
- (2) 他の子どもや大人たちとのふれあいによる成長支援

- (1) 子育て情報の提供及び相談支援
- (2) 親子で取り組む子育て・子育て支援

- (1) 地域のボランティアなどによる支援
- (2) 地域子ども教室との連携
- (3) 仕事と育児の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）
- (4) 安全・安心のまちづくり

- (1) 障害のある子ども等への支援
- (2) 経済的な支援
- (3) 子どもの権利を擁護するための支援
- (4) 関係機関との連携による支援

# 子ども・子育て支援事業計画

## 教育・保育提供区域の設定

量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。

### ● 教育・保育提供区域 とは

地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

### ● 本市の 教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名		区 域
教育・保育	教育	全市(1区域)
	保育	4区域
地域 子ども ・ 子育て 支援 事業	利用者支援事業	全市（1区域）
	地域子育て支援拠点事業	全市（1区域）
	妊婦健康診査事業	全市（1区域）
	乳児家庭全戸訪問事業	全市（1区域）
	養育支援訪問事業	全市（1区域）
	子育て短期支援事業	全市（1区域）
	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	全市（1区域）
	一時預かり事業	全市（1区域）
	延長保育事業	保育の提供区域 (4区域)
	病児保育事業	全市（1区域）
	放課後児童健全育成事業	小学校区(28区域)
副食費の施設による実費徴収に係る補足給付事業	全市（1区域）	

● 保育提供区域

東部区域

- ・長田中学校区
- ・高来地域
- ・小長井地域

中央区域

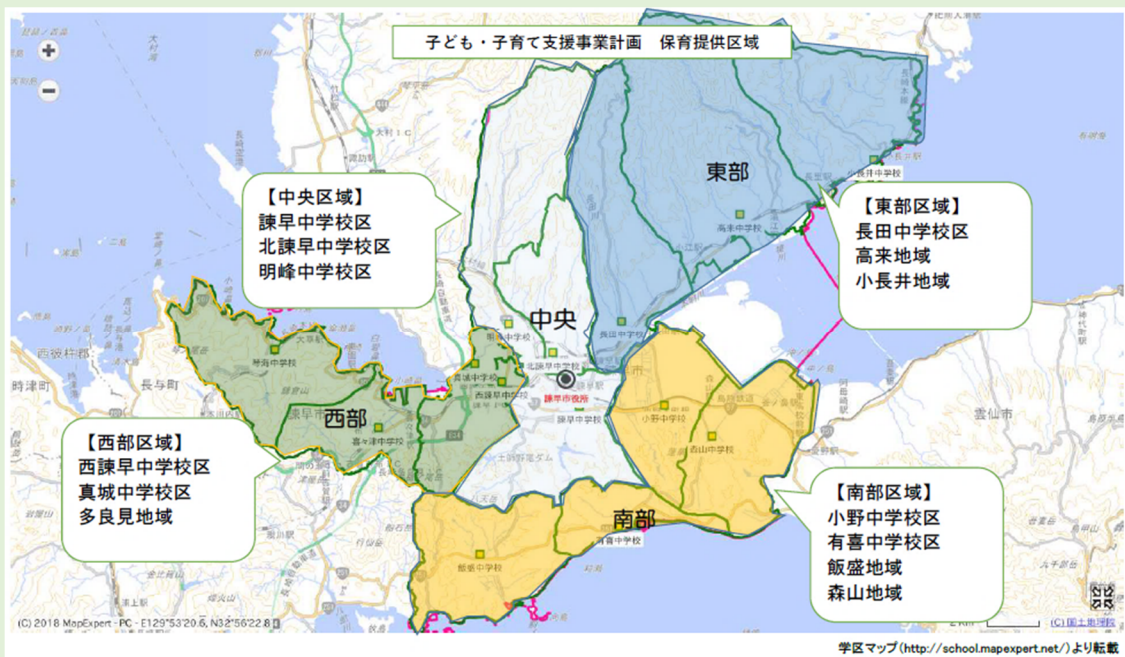
- ・諫早中学校区
- ・北諫早中学校区
- ・明峰中学校区

西部区域

- ・西諫早中学校区
- ・真城中学校区
- ・多良見地域

南部区域

- ・小野中学校区
- ・有喜中学校区
- ・森山地域
- ・飯盛地域



## 教育・保育施設の充実

### 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

(令和6年度)

		量の見込み	確保の方策	過不足	
1号	全市(1区域)	1,008	1,395	387	
2号	4区域	東部区域	292	393	101
		中央区域	877	990	113
		西部区域	765	809	44
		南部区域	317	417	100
3号 (0歳)	4区域	東部区域	63	64	1
		中央区域	189	189	0
		西部区域	165	169	4
		南部区域	70	70	0
3号 (1,2歳)	4区域	東部区域	169	193	24
		中央区域	507	511	4
		西部区域	442	445	3
		南部区域	182	195	13



## 地域子ども・子育て支援事業の充実

事業	令和6年度(計画終了年度)		
	見込量	確保量	
利用者支援事業			
(基本型・特定型)	1 か所	1 か所	
(母子保健型)	1 か所	1 か所	
地域子育て支援拠点事業	3,168 人/月	3,168 人/月	
妊婦健康診査事業	1,063 人/年	1,063 人/年	
乳児家庭全戸訪問事業	1,063 人/年	1,063 人/年	
養育支援訪問事業	30 人/年	30 人/年	
子育て短期支援事業(ショートステイ)	49 人/年	49 人/年	
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)			
(低学年)	61 人/年	90 人/年	
(高学年)	29 人/年		
一時預かり事業(幼稚園型)			
(1号認定による利用)	7,145 人/年	7,145 人/年	
(2号認定による利用)	39,838 人/年	39,838 人/年	
一時預かり事業(幼稚園型を除く)	7,587 人/年	7,587 人/年	
延長保育事業(時間外保育)	合 計	1,894 人/月	1,894 人/月
	東 部	246 人/月	246 人/月
	中 央	738 人/月	738 人/月
	西 部	643 人/月	643 人/月
	南 部	267 人/月	267 人/月
病児・病後児保育事業	2,926 人/年	2,926 人/年	
放課後児童健全育成事業	1,876 人/日	1,862 人/日 (51 カ所)	

## 計画の推進体制

### 関係機関等との連携

本計画は、福祉、教育、保健・医療、労働、生活など広範囲に関わるものであり、計画の推進にあたっては、行政だけでなく企業や関係団体が連携しながら進めていくことが重要です。

庁内の体制	<ul style="list-style-type: none"><li>● 施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、教育、保健をはじめとする関係各部課や関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。</li><li>● また、職員は子どもやその家庭の状況に配慮し職務を遂行するよう、知識と意識を高めるよう努めます。</li></ul>
市民・機関との協働	<ul style="list-style-type: none"><li>● 社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、企業、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、子ども・子育て支援に主体的な取り組みが行えるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。</li><li>● 市の所管によらない関係機関とも連携を強化し、施策に関する問題やニーズを把握しながら計画実施に反映していきます。</li></ul>
国・県との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>● 市は、市民に最も近い行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県に対し施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、近隣市町村とも連携を図りながら施策を推進します。</li></ul>

## 計画の達成状況の点検・評価

### 子ども・子育て部会の運営

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標を基に毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て部会で協議しながら、事業の見直しを含めた着実な推進を図ります。

### 計画の公表、市民意見の反映

本計画は、市のホームページへの掲載、広報での紹介などを行い、取り組みや事業の内容等につき市民への浸透を図ります。

また、実施事業や様々な活動の現場、家庭への訪問機会や保護者の事業利用・来訪などあらゆる場面を通じての意見・要望把握に努め、利用者の立場に立った施策・事業の推進を図ります。

計画の達成状況の点検・評価におけるサイクル



## 第2期諫早市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

---

編集・発行 諫早市

〒854-8601 長崎県諫早市東小路町 7-1

電話番号：0957-22-1500

---